

## 企業内感染症防止対策補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、企業内感染症防止対策補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定める。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- (1)「新型コロナウイルス感染症」とは、新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）第1条に規定する指定感染症をいう。
- (2)「県内中小企業等」とは、鳥取県内に主たる事業所を有する中小企業者（中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号、以下「強化法」という。）第2条第1項に規定する中小企業者をいう。以下同じ。）に該当する個人事業主又は会社、同条第6項に定めるもの又は任意グループ（組織化された団体として活動しているもの又は組織化を図ろうとして連携の途上にあり組織を運営するための具体的な活動を始めているものであって、かつ、強化法第2条第1項に定める中小企業者又は同条第6項に定める組合等の複数で構成され、構成員の利益となる事業を行うものをいう。以下同じ。）をいう。ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗営業、性風俗関連特殊営業又は接客業務受託営業を営む者は除く。

### (交付目的)

第3条 本補助金は、県内中小企業等が新型コロナウイルス感染症の感染予防や感染拡大防止を行うために要する経費を支援し、もって県内中小企業等の感染症対策及び安定した事業継続を図ることを目的として交付する。

### (補助金の交付)

第4条 県は、前条の目的の達成に資するため、別表の第1欄に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を行う同表の第2欄に掲げる者（以下「補助対象者」という。）に対し、同表の第3欄に掲げる期間に実施した事業を対象として、予算の範囲内で本補助金を交付する。ただし、補助金の額が同表の第7欄に定める額を下回る場合は対象としない。

- 2 本補助金の額は、補助事業に要する別表の第4欄に掲げる経費（国、市町村その他の団体からの補助等の対象となるものを除く。以下「補助対象経費」という。）の額（仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。）に、同表の第5欄に定める率（以下「補助率」という。）を乗じて得た額（同表の第6欄に定める額を限度とする。）以下とする。
- 3 本補助金とは別に県から同種の補助金等を受けている又は受ける予定となっている事業については、補助対象としないものとする。
- 4 鳥取県産業振興条例（平成23年鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、補助事業の実施に当たっては、県内事業者への発注に努めなければならない。また、補助対象経費のうち、委託に係る経費については、県内の中小企業者等が実施したものに限る。ただし、やむを得ない事情で県内事業者への発注が困難と県が認めた場合については、この限りでない。

### (交付申請の時期等)

第5条 本補助金の交付申請は、令和3年3月15日までに行わなければならない。

- 2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。
- 3 本補助金の交付を受けようとする者は、交付申請に当たり、仕入控除税額が明らかでないときは、前条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請をすることができる。

(交付決定の時期等)

第6条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から30日以内に行うものとする。

2 本補助金の交付決定通知は、様式第3号によるものとする。

3 知事は、前条第3項の規定による申請を受けたときは、第4条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額（変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。）から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

(承認を要しない変更)

第7条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。

(1) 本補助金の増額を伴う変更

(2) 交付目的の達成に支障が生じるおそれのある事業計画の大幅な変更

(3) 本補助金の中止及び廃止

2 前条第1項の規定は、規則第12条第1項に規定する変更等の承認について準用する。

3 規則第12条第3項の申請書に添付すべき書類は、様式第2号とする。

(実績報告の時期等)

第8条 規則第17条第1項の規定による報告（以下「実績報告」という。）は、規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあっては、補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日から20日を経過する日までに行わなければならない。

2 前項の報告にあっては、様式第4号にて行うものとし、添付すべき書類は、様式第2号によるものとする。

3 本補助金の交付を受ける者（以下「補助事業者」という。）は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額（以下「実績報告控除税額」という。）が交付決定額に係る仕入控除税額（以下「交付決定控除税額」という。）を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。

4 補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額）を超えるときは、様式第5号により速やかに知事に報告し、知事の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を県に返還しなければならない。

(進捗状況の報告)

第8条の2 規則第17条第3項の規定による進捗状況報告は、4月15日までに行わなければならない。

2 前項の進捗状況報告は、本補助金の概算払を受けた補助事業者に限り提出するものとし、様式第8号により行うものとする。

(補助金の支払い)

第9条 知事は、規則第18条第1項の通知の後、速やかに補助事業者に対して補助金を支払うものとする。

(概算払)

第10条 補助事業者は、概算払による本補助金の支払いを希望する場合、1回に限り交付決定額の2分の1の額（千円未満は切り捨て）を限度に概算払請求できるものとし、様式第6号を提出するものとする。

2 知事は、概算払による本補助金の支払いを行うときは、様式第7号によりあらかじめ通知するものとする。

3 補助事業者は、概算払を受けようとするときは、本補助金にかかる専用口座を設けるものとし、補助事業期間中は当該口座を概算払の受け入れ、補助対象経費の支払い及び補助事業実施のための自己資金の預け入れ以外の用途に用いてはならないものとする。

- 4 知事は、第1項の規定による概算払を受けた補助事業者について、補助対象経費が適正に支出されていると認められ、概算払額と実績額との間に過不足がある場合は、補助金の過払額の返還の請求又は不足額の支払いを行うものとする。

(財産の処分制限)

第11条 規則第25条第2項ただし書の期間は、減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間（同令に定めのない財産については、知事が別に定める期間）とする。

- 2 規則第25条第2項第4号の財産は、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具

- (2) その他交付目的を達成するため処分を制限する必要があるものとして知事が別に定めるもの

- 3 第6条第1項の規定は、規則第25条第2項の承認について準用する。

(雑則)

第12条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、商工労働部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月24日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年5月13日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年6月8日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年1月28日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年3月11日から施行する。

別表（第4条関係）

1 補助事業	緊急対応型	体制整備型
	(1) 事前感染予防事業	感染症体制整備事業
	(2) 発生時拡大防止事業	
2 補助対象者	県内中小企業等及び商工労働部長が特に必要と認めたる者	
3 補助対象期間	交付決定日から令和3年5月31日まで	
4 補助対象経費	事業所内等で簡易的かつ緊急的な感染予防又は拡大防止に要する経費で、別記1に掲げる経費。 ただし、従業員人件費や物品の設置後に必要となるリース料、その他の維持管理経費は対象としない。	「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（国の新型コロナウイルス感染症対策本部）」等に基づき、業界や各事業所毎で取り組んでいる新型コロナウイルス感染症予防対策ガイドラインに沿った感染症対策、及び感染症対策としての販売手法転換等ビジネス形態転換などに要する経費で、別記2に掲げる経費。 ただし、従業員人件費、システム又は機器の導入後に必要となるリース料、その他の維持管理経費、マスクや消毒液等の消耗品及びパソコン等の汎用製品の購入費は対象としない。
5 補助率	3 / 4	3 / 4
6 限度額	20 万円	200 万円
7 下限額	10 万円	50 万円

別記1

補助事業	区分	内容
(1) 事前感染予防事業 ※衛生用品購入費については、補助対象経費総額の1/2以内とし、単独での申請はできないものとする	物品購入費	仕切用のアクリル板、シート、フィルム、その他衛生用品以外の物品を購入する経費
	衛生用品購入費	衛生用品（マスク、消毒液、ウェットティッシュ、除菌スプレー、ガーゼ、手洗用洗剤、ゴム手袋）を購入する経費
	設置費	仕切板等を設置するために必要な経費
(2) 発生時拡大防止事業	委託費	事業所内等の消毒作業を外部業者に依頼して行うための経費
	消耗品費	自らが消毒作業を行う場合に必要な消耗品を購入する経費（消毒液、防護服、手袋等）
(1)(2) 共通	その他、真に必要な経費	

別記2

補助事業	区分	内容
感染症体制整備事業	システム導入費	テレビ会議システム、顧客ビジネスにかかるeラーニングシステム、ネット通販システム等の導入（購入、設営、設定等の名称にかかわらずシステムの利用開始当初に必要な事項）に要する経費
	機器導入費	機械器具の導入（購入、設営、改修等）にかかる経費
	改修費	事業所内等の改修に必要な経費
	その他、真に必要な経費	